

# 住宅用家屋証明申請書

- 租税特別措置法施行令
- (イ) 第41条
    - 特定認定長期優良住宅以外
      - (a) 新築されたもの
      - (b) 建築後使用されたことのないもの
    - 特定認定長期優良住宅
      - (c) 新築されたもの
      - (d) 建築後使用されたことのないもの
    - 認定低炭素住宅
      - (e) 新築されたもの
      - (f) 建築後使用されたことのないもの
  - (ロ) 第42条第1項（建築後使用されたことのあるもの）

の規定に基づき、下記の家屋がこの規定に該当するものである旨の証明を申請します。

令和 年 月 日

智頭町長様

申請者 住所

氏名



所在地	八頭郡智頭町大字
建築年月日	令和 年 月 日
取得年月日	令和 年 月 日
取得の原因 (移転登記の場合に記入)	(1) 売買 (2) 競売
申請者の居住	(1) 入居済 (2) 入居予定
床面積	m <sup>2</sup>
構造	造
区分建物の耐火性能	(1) 耐火又は準耐火 (2) 低層集合住宅

## <備考>

- { }の中は、(イ)又は(ロ)のうち該当するものを○印で囲み、(イ)を○印で囲んだ場合は、さらに(a)又は(b)のうち該当するものを○印で囲むこと。
- 「建築年月日」の欄は、(b)を○印で囲んだ場合は記載しないこと。
- 「取得年月日」の欄は、所有権移転の日を記載すること。なお(a)を○印で囲んだ場合は記載しないこと。
- 「取得の原因」の欄は、移転登記の場合に限り、(1)又は(2)のうち該当するものを○印で囲むこと。
- 「申請者の居住」の欄は、(1)又は(2)のうち該当するものを○印で囲むこと。
- 「構造」の欄は、建築後20年超25年以内に取得された家屋について証明を申請する場合に記載し、当該家屋の登記簿に記載された構造を記載すること。
- 「区分建物の耐火性能」の欄は、区分建物について証明を申請する場合に、(1)又は(2)のうち該当するものを○印で囲むこと。なお、建築後使用されたことのある区分建物の場合、当該家屋の登記簿に記載された構造が、石造、れんが造、コンクリートブロック造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造であるときは、(1)を○印で囲むこと。

\*添付書類等については、裏面参照。

## 登録免許税の軽減のための住宅用家屋証明について

### ○住宅用の家屋の要件

1. 個人が自己の居住の用に供する家屋であること。
2. 当該家屋の床面積が 50 平方メートル以上であること。
3. 区分所有建物については、耐火建築物又は準耐火建築物であること。

### ○証明を受ける際に必要なもの

#### <新築された住宅用家屋>

1. 建築確認通知書及び検査済証（当該家屋が建築確認を要しないものであるときは、その建築工事請負書、設計図書その他の書類）
2. 登記事項証明書
3. 住民票（転入手続きを済ませていない場合は、申立書）
4. 手数料 300 円  
（4. 長期優良住宅認定通知書（原本） \*特定認定長期優良住宅の場合）

#### <建築後使用されたことのない住宅用家屋>

1. 建築確認通知書及び検査済証（当該家屋が建築確認を要しないものであるときは、その建築工事請負書、設計図書その他の書類）
2. 登記事項証明書
3. 売買契約書または売渡証書等
4. 建築後使用されたことのないことの証明（家屋未使用証明書）  
\*直前の所有者又は当該家屋売買の代理もしくは媒介をした宅地建物取引業者の証明書
5. 住民票（転入手続きを済ませていない場合は、申立書）
6. 手数料 300 円  
（7. 長期優良住宅認定通知書（原本） \*特定認定長期優良住宅の場合）

#### <中古住宅など建築後使用されたことのある住宅用家屋>

1. 登記事項証明書 \*取得原因が「売買」又は「競落」であること。
2. 売買契約書、売渡証書等
3. 住民票